

第68号議案

芦屋市無電柱化推進条例の制定について

芦屋市無電柱化推進条例を別紙のように定める。

平成30年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国際文化住宅都市として、都市防災機能の強化、通行空間の安全性及び快適性の向上、良好な都市景観の形成を図るため、市及び関係事業者の責務等を明らかにするとともに、無電柱化の推進に関する計画の策定等を定めることにより、無電柱化に関する施策を推進し、もって公共の福祉の確保及び住環境の向上等に資することを目的として、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市無電柱化推進条例

(目的)

第1条 この条例は、国際文化住宅都市として、都市防災機能の強化、通行空間の安全性及び快適性の向上、良好な都市景観の形成を図るため、無電柱化の推進に関する基本理念を定め、市及び関係事業者の責務等を明らかにし、並びに市の区域における無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに住環境の向上及び経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無電柱化 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。第14条を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。
- (2) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路で、市が管理するものをいう。
- (3) 関係事業者 道路上の電柱、電線の設置又は管理を行う事業者をいう。

(基本理念)

第3条 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

- 2 無電柱化の推進は、国、県、市及び関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならない。
- 3 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関する施策を総合的、

計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第5条 関係事業者は、第3条の基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国、県及び市と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。

(市民の協力)

第6条 市民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(芦屋市無電柱化推進計画)

第7条 市は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、市の区域における無電柱化の推進に関する計画（以下「芦屋市無電柱化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 芦屋市無電柱化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 無電柱化の推進に関する基本的な方針
- (2) 無電柱化の推進に関する目標
- (3) 無電柱化の推進に関する施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

3 市は、情勢の推移により必要が生じたときは、芦屋市無電柱化推進計画を変更するものとする。

4 市長は、芦屋市無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者並びに市民の意見を聴かなければならない。

5 市長は、芦屋市無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市民の理解及び関心の増進)

第8条 市は、無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深めるよう、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等)

第9条 市長は、都市防災機能の強化、通行空間の安全性及び快適性の向上、良好な

都市景観の形成を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法第37条第1項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第10条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第1号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、この場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

(宅地開発による無電柱化の推進)

第11条 市長は、芦屋市住みよいまちづくり条例（平成12年芦屋市条例第16号）第2条第1項第7号に規定する特定宅地開発により道路の新設が行われる場合には、道路を新設しようとする者に対し、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないよう求めるものとする。

(無電柱化された地区の維持)

第12条 別表に定める地区内の私有地について次の各号に掲げる整備を行うときは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私有地の一部又は全部を道路に供するための整備 当該私有地の所有者において無電柱化を図るものとする。
- (2) 私有地の一部又は全部を公園その他の公共用に供するための整備 当該私有地の所有者は無電柱化された地区の維持に協力するものとする。

(良好な景観を維持する道路)

第13条 市長は、景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項に基づく芦屋川特別景観地区内の主要な道路について、関係事業者に対し、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないよう求めるものとする。

(調査研究、技術開発等の推進等)

第14条 市及び関係事業者は、電線を地下に埋設する簡便な方法その他の無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第15条 市，関係事業者その他の関係者は，無電柱化に関する工事（道路上の電柱又は電線以外の物件等に係る工事と一体的に行われるものを含む。）の効率的な施工等のため，相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（財政上の措置等）

第16条 市は，無電柱化の推進に関する施策を実施するため，必要な財政上その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は，平成30年11月10日から施行する。

別表（第12条関係）

地区	区域
六麓荘地区	六麓荘町3番の一部，5番の一部，6番の一部，7番の一部，8番から26番まで
高浜松韻の街	高浜町12番から20番まで
南芦屋浜地区	陽光町，海洋町，南浜町，涼風町の全域

芦屋市無電柱化推進条例要綱

1 制定の趣旨

国際文化住宅都市として、都市防災機能の強化、通行空間の安全性及び快適性の向上、良好な都市景観の形成を図るため、無電柱化の推進に関する基本理念を定め、市及び関係事業者の責務等を明らかにし、並びに市の区域における無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに住環境の向上及び経済の健全な発展に資することを目的に、本条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 定義（第2条関係）

次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

ア 無電柱化 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。

（13）を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。

イ 道路 道路法第2条第1項に規定する道路で、市が管理するものをいう。

ウ 関係事業者 道路上の電柱、電線の設置又は管理を行う事業者をいう。

(2) 基本理念（第3条関係）

ア 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

イ 無電柱化の推進は、国、県、市及び関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならない。

ウ 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

(3) 市の責務（第4条関係）

市は、(2)の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

(4) 関係事業者の責務（第5条関係）

関係事業者は、(2)の基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国、県及び市と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。

(5) 市民の協力（第6条関係）

市民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(6) 芦屋市無電柱化推進計画（第7条関係）

ア 市は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、市の区域における無電柱化の推進に関する計画（以下「芦屋市無電柱化推進計画」という。）を定めなければならない。

イ 芦屋市無電柱化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(イ) 無電柱化の推進に関する目標

(ウ) 無電柱化の推進に関する施策

(エ) (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

ウ 市は、情勢の推移により必要が生じたときは、芦屋市無電柱化推進計画を変更するものとする。

エ 市長は、芦屋市無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者又は同項第13号に規定する特定送配電事業者並びに電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者並びに市民の意見を聴かななければならない。

オ 市長は、芦屋市無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(7) 市民の理解及び関心の増進（第8条関係）

市は、無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深めるよう、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(8) 無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等（第9条関係）

市長は、都市防災機能の強化、通行空間の安全性及び快適性の向上、良好な都

市景観の形成を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法第37条第1項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(9) 電柱又は電線の設置の抑制及び撤去（第10条関係）

関係事業者は、社会資本整備重点計画法第2条第2項第1号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）又は都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、この場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

(10) 宅地開発による無電柱化の推進（第11条関係）

市長は、芦屋市住みよいまちづくり条例第2条第1項第7号に規定する特定宅地開発により道路の新設が行われる場合には、道路を新設しようとする者に対し、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないよう求めるものとする。

(11) 無電柱化された地区の維持（第12条関係）

別表に定める地区内の私有地について次に掲げる整備を行うときは、それぞれに定めるところによる。

ア 私有地の一部又は全部を道路に供するための整備 当該私有地の所有者において無電柱化を図るものとする。

イ 私有地の一部又は全部を公園その他の公共用に供するための整備 当該私有地の所有者は無電柱化された地区の維持に協力するものとする。

(12) 良好な景観を維持する道路（第13条関係）

市長は、景観法第61条第1項に基づく芦屋川特別景観地区内の主要な道路について、関係事業者に対し、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないよう求めるものとする。

(13) 調査研究、技術開発等の推進等（第14条関係）

市及び関係事業者は、電線を地下に埋設する簡便な方法その他の無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に必要な措置を講ずるものとする。

(14) 関係者相互の連携及び協力（第15条関係）

市、関係事業者その他の関係者は、無電柱化に関する工事（道路上の電柱又は

電線以外の物件等に係る工事と一体的に行われるものを含む。)の効率的な施工等のため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(15) 財政上の措置等 (第16条関係)

市は、無電柱化の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上その他の措置を講ずるものとする。

3 施行期日

平成30年11月10日

道路法抜粋

(用語の定義)

第2条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

(第2項から第5項まで省略)

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
- (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- (1) 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
- (2) 道路の占用の期間
- (3) 道路の占用の場所

- (4) 工作物，物件又は施設の構造
- (5) 工事实施の方法
- (6) 工事の時期
- (7) 道路の復旧方法

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

（第4項及び第5項省略）

（道路の占用の許可基準）

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物，物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
- (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物，物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
- (3) 前条第1項第1号，第4号又は第7号に掲げる工作物，物件又は施設のうち、並木，街灯その他道路（高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図

る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

(国の行う道路の占用の特例)

第35条 国の行う事業のための道路の占用については、第32条第1項及び第3項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第2項各号に掲げる事項及び第39条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第36条 水道法、工業用水道事業法、下水道法、鉄道事業法若しくは全国新幹線鉄道整備法、ガス事業法、電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第2条第11項に規定するガス事業（同条第2項に規定するガス小売事業を除く。）の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の1月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第33条第1項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第32条第1項又は第3項の規定による許可を与えなければならない。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第37条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第33条、第35条及び前条第2項の規定にかかわらず、区域を指定して道路(第2号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。)の占用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の効率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
 - (2) 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
 - (3) 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合
- (第2項及び第3項省略)

電気事業法抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(第1号から第8号まで省略)

- (9) 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第3条の許可を受けた者をいう。

(第10号から第12号まで省略)

- (13) 特定送配電事業者 特定送配電事業を営むことについて第27条の13第1項の規定による届出をした者をいう。

(第14号から第18号まで省略)

(第2項及び第3項省略)

電気通信事業法抜粋

(事業の開始の義務)

第120条 第117条第1項の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という。）は、総務大臣が指定する期間内に、その認定に係る電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）を開始しなければならない。

（第2項から第4項まで省略）

社会資本整備重点計画法抜粋

（定義）

第2条 （第1項省略）

2 この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 道路法第2条第1項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業

（第2号から第14号まで省略）

都市計画法抜粋

（定義）

第4条 （第1項省略）

（第2項から第6項まで省略）

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第12条第1項各号に掲げる事業をいう。

（第8項から第16項まで省略）

（市街地開発事業）

第12条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。

(1) 土地区画整理法による土地区画整理事業

(2) 新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業

(3) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業

- (4) 都市再開発法による市街地再開発事業
 - (5) 新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業
 - (6) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
 - (7) 密集市街地整備法による防災街区整備事業
- (第2項から第6項まで省略)

芦屋市住みよいまちづくり条例抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(第1号から第6号まで省略)

- (7) 特定宅地開発 宅地開発のうち、開発区域の面積が500平方メートル以上のものをいう。

(第8号から第17号まで省略)

景観法抜粋

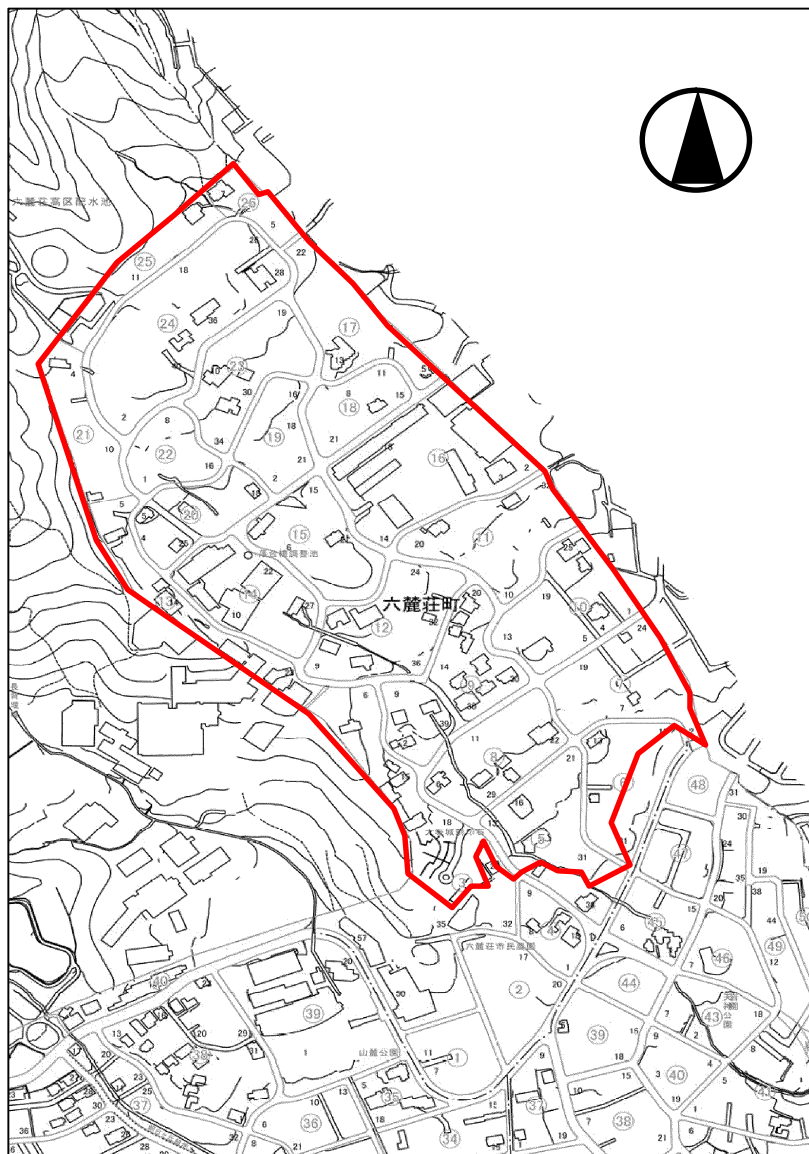
第61条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

(第2項省略)

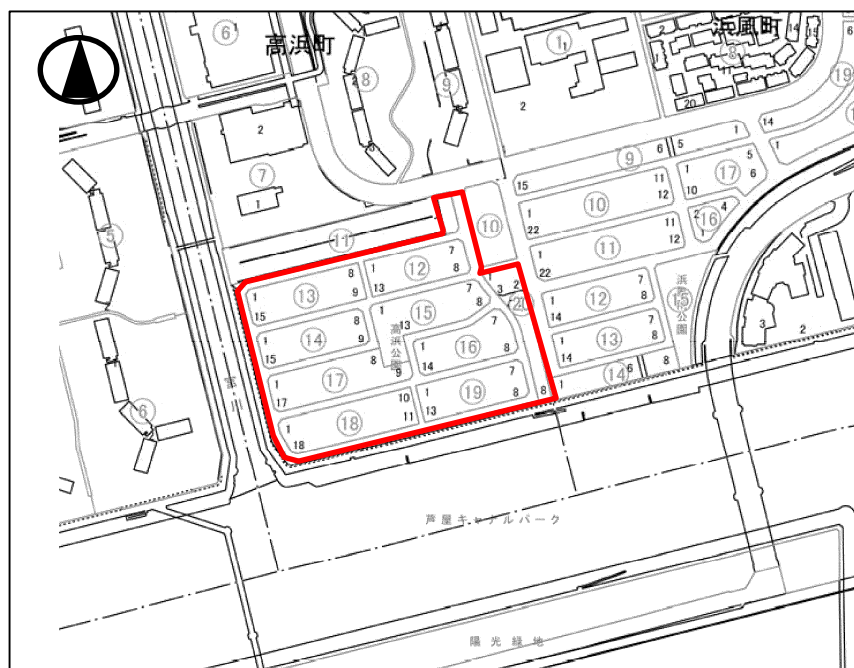
芦屋市無電柱化推進条例第12条で定める地区の区域

1 既に無電柱化が図られている地区

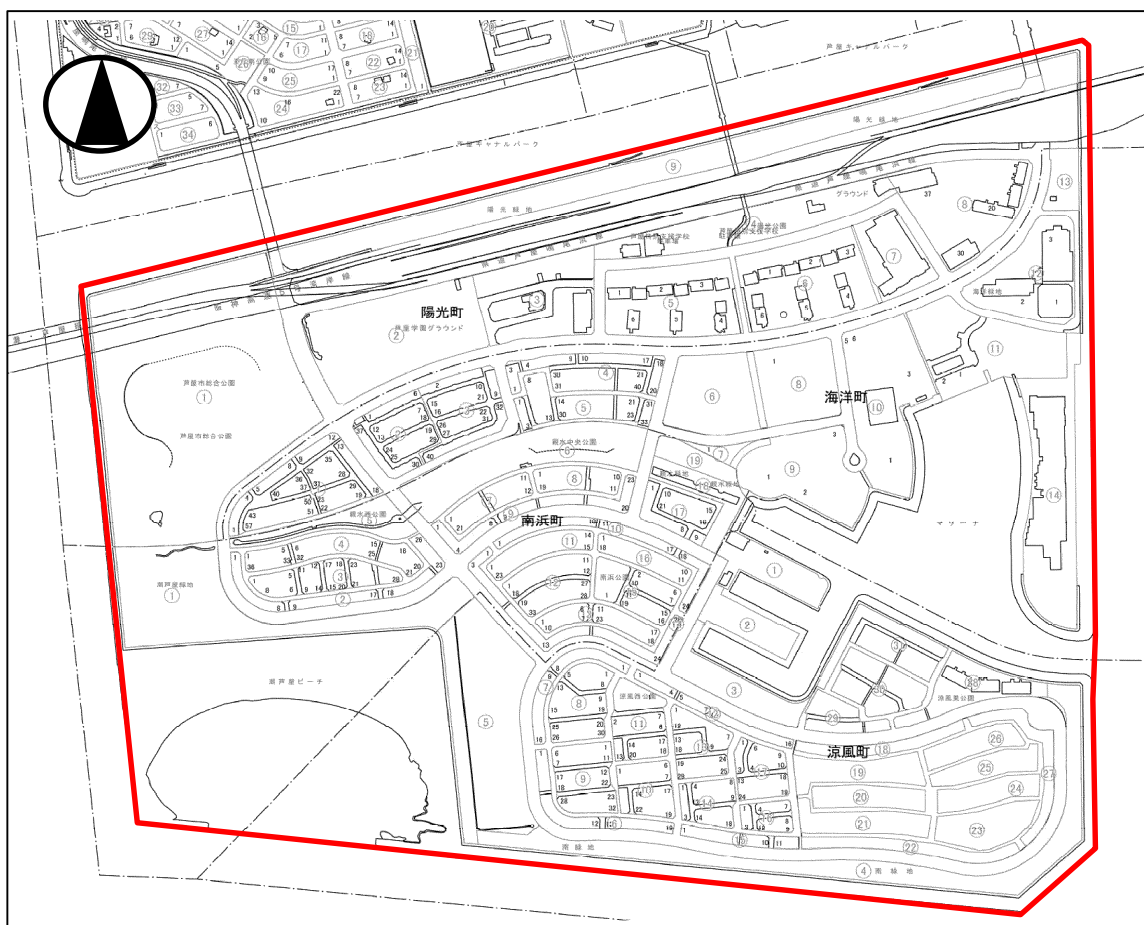
- (1) 六麓荘地区（六麓荘町3番の一部，5番の一部，6番の一部，7番の一部，8番から26番まで）



(2) 高浜松韻の街（高浜町12番～20番）



(3) 南芦屋浜地区（陽光町，海洋町，南浜町，涼風町の全域）



無電柱化の推進に関する法律

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 無電柱化推進計画等（第7条・第8条）

第3章 無電柱化の推進に関する施策（第9条―第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。第13条を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

2 無電柱化の推進は、国、地方公共団体及び第5条に規定する関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならない。

3 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総

合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第5条 道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者（以下「関係事業者」という。）は、第2条の基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国及び地方公共団体と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。

(国民の努力)

第6条 国民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 無電柱化推進計画等

(無電柱化推進計画)

第7条 国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化の推進に関する計画（以下「無電柱化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 無電柱化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 無電柱化の推進に関する基本的な方針
- (2) 無電柱化推進計画の期間
- (3) 無電柱化の推進に関する目標
- (4) 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、無電柱化推進計画を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者（次条第3項において「関係電気事業者」という。）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（次条第3項において「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第120条第1項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴かなけれ

ばならない。

- 5 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県無電柱化推進計画等)

第8条 都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、関係電気事業者（その供給区域又は供給地点が当該都道府県又は市町村の区域内にあるものに限る。）及び関係電気通信事業者（当該都道府県又は市町村の区域内において道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴くものとする。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第3章 無電柱化の推進に関する施策

(国民の理解及び関心の増進)

第9条 国及び地方公共団体は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(無電柱化の日)

第10条 国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、無電柱化の日を設ける。

- 2 無電柱化の日は、11月10日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、無電柱化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等)

第11条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第12条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第1号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

（調査研究、技術開発等の推進等）

第13条 国、地方公共団体及び関係事業者は、電線を地下に埋設する簡便な方法その他の無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の連携及び協力）

第14条 国、地方公共団体、関係事業者その他の関係者は、無電柱化に関する工事（道路上の電柱又は電線以外の物件等に係る工事と一体的に行われるものを含む。）の効率的な施工等のため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（法制上の措置等）

第15条 政府は、無電柱化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（無電柱化の費用の負担の在り方等）

2 無電柱化の費用は、無電柱化に係る事業の特性を踏まえた国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、これらの者がその役割分担に応じて負担するものとするとともに、政府は、第13条に定めるもののほか、無電柱化を円滑かつ迅速に推進する観点から、無電柱化の費用の縮減を図るための方策その他の国、地方公共団体及び関係事業者の負担を軽減するための方策について検討を加え、その結

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。